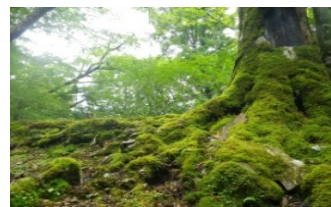
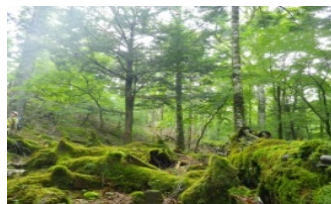


キーワード

地方創生／官民連携／
森林・里山利用／観光



地域・フィールド

近畿
(奈良県・三重県)



実施体制

大台ヶ原の利用に関する協議会（環境省近畿地方環境事務所／奈良県／三重県／奈良県上北山村／奈良県川上村／三重県大台町／自然環境等に関する専門家／観光協会／漁業協同組合／商工会／森林組合／観光事業者／運輸事業者／NPO法人等）

アクションの目的

「ワイズユースの山」の実現。

アクションの背景

吉野熊野国立公園の核心部の一つである大台ヶ原は、国内でも有数の多雨地帯でトウヒやブナの森がまとまって形成され、多くの動植物が見られるが、様々な要因により森林植生の衰退がみられた。

大台ヶ原の中でも、静寂で原生的な雰囲気を経験できる西大台の自然環境を将来に渡り残していくため、2006年に同地区を自然公園法に基づく利用調整地区として日本で初めて指定し、翌年、運用を開始した。

アクションの内容

【西大台利用調整地区における利用調整】

一日の利用人数について下記のとおり上限を定めている。また、団体での利用についても1グループあたりの人数の上限を10名としている。

通常期：土日祝日は50人、平日は30人

利用集中期(GW、新緑シーズン、お盆周辺、紅葉シーズン)：土日祝日は100人、平日は50人

立入り前にレクチャーの受講を義務づけ、野生動物へのエサやりや野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法での撮影や観察、ごみの廃棄等の禁止事項について周知をしている。

原生的で静寂な雰囲気を残すため、標識の設置など施設整備を最小限とする取組を行っている。

アクションのポイント

©2005年に、人と自然との新たな関係として、利用者等の自然再生に対する理解を深めるとともに、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、「新しいワイズユースの山」の実現を目指すとした大台ヶ原自然再生推進計画を策定した。これも踏まえ、翌年に全国で初めて改正自然公園法に基づく利用調整地区が設定された。

アクションの効果

○大台ヶ原の自然や文化、歴史等を熟知するガイドに対し活躍の場を創出することは、地域の活性化に向けた効果が期待される。